

熱中症警戒アラート発令時における 施設使用料還付について

熱中症対策として、以下の場合には施設利用料を還付します。

期 間：令和7年4月23日(水)～令和7年10月22日(水)

対 象：利用日に岡山県で熱中症警戒アラートまたは
熱中症特別警戒アラートが発令されている場合
(熱中症警戒アラート発表時刻は、前日17時と当日5時)

中止の連絡は
6～9時の予約
→使用前日19時まで
19時以降の予約
→使用当日19時まで



還付方法：利用開始時刻前までに使用する公園へ、中止の連絡をした後、お近くの公園管理事務所へ使用許可書兼領収書をお持ちください。

対 象 外：利用途中での中止、各種チケット、グラウンド・ゴルフ場年間パスポート



(公財) 倉敷市スポーツ振興協会